

タイ著作権法改正案について



S&I International Bangkok Office Co.,Ltd.

YINGLUCK KRAIRIKSH 井口 雅文
(タイ国弁護士、 特許代理人) (日本国弁理士)

Ms. KRAIRIKSH : タマサート大学 (法学士)、フランクリン・ピアース・ロー・センター(Franklin Pierce Law Center)卒業 (法学修士)。2000年に弁護士資格、2001年に特許代理人資格、2004年に公証人資格を取得。2000年9月から2001年12月までタイ知的財産局でリーガルオフィサーとして勤務。2007年からS&I International Bangkok Officeで勤務し、主に特許出願、模倣品対策、契約書作成等に従事。

井口弁理士 : 東京大学農学部卒業、1978年日本政府特許庁入庁、1993年～1995年タイ商務省知的財産局 (国際協力事業団・専門家) 1996年、タイ・バンコクに東南アジア向けに工業所有権出願代行サービスなどを行うS&I International Bangkok Office (<https://siasia.co.th/>) を設立、社長に就任。今日に至る。2005年、S&I Asia (バンコク) 及びS&I Japan (東京)、エスアンドアイジャパン特許事務所を設立。今日に至る。活動拠点 : バンコク及び東京、日本国弁理士

【背景】

タイでは2015年の著作権法改正により、技術的保護手段 (Technological Protection Measure, TPM) および現行著作権法第32/3条で規定するノーティス・アンド・テイクダウンを含む権利管理条項が導入されて以来、海賊版サイトの削除に時間がかかる、手続きがやや煩雑であるなど、エンフォースメントにおける遅延問題が実務上多く発生している。その結果として、オンライン活動の著作権エンフォースメントに関する著作権法を改正する試みは、タイ知的財産局が著作権者、インターネットプロバイダ、政府機関から情報を収集するために会議を開催した2016年から今日まで続けられている。

そして、タイ知的財産局は2021年末、著作権法の最終改正案が下院を通過し、最終的に12月29日に上院で承認され、法制定に向けたさらなる手続のため、一旦、下院に戻されたことを発表した。この最終改正案には、2018年12月21日にタイ国家立法議会 (National Legislative Assembly) で承認された、著作権に関する世界知的所有権機関条約 (WCT) 加盟に関する条項も含まれている。

最終改正案は以下4点の内容で構成されている。

1. WTC 第21条に基づく写真の著作物における保護期間
2. 著作権法第4条、第53/4条、第53/6～53/8条、第70/1条の技術的保護手段に関する規定
3. 著作権法第4条および第43/1条～第43/8条におけるサービスプロバイダのセーフハーバーの除外、および
4. 著作権法第57条における任命手続中の著作権委員会の任期

本稿では、このうち1～3について紹介する。なお、改正案に記載されている条文を「著作権法第〇〇条」とし、現行著作権法は「現行著作権法」と記載している。

【詳細】

1. WTC 第21条に基づく写真の著作物における保護期間

WTC 第9条で「締約国は、写真の著作物については、ベルヌ条約第7条(4)の規定によらないこととする。」と規定されている。これは、写真の著作物は著作者の死後50年間保護されなければならないことを意味する。現行著作権法第21条では、著作物の創作から50年と保護期間を規定しているが、以下のように改正される。

「第21条：写真の著作物、視聴覚著作物、映画、録音著作物または音、絵で表現するものの著作権は、創作されたときから50年間存続する。ただし、その期間中に公表されたときは、最初に公表されたときから50年間存続する。」

著作権法第21条から「写真の著作物」を削除することで、写真の著作物の保護期間は、第19条に基づき、著作者の生存期間と著作者の死後50年間となる。結果として、写真の著作物の保護期間は、創作者の生涯に加え、創作者の死後50年間となり、WTCの第9条と合致することとなる。

2. 著作権法第4条、第53/4条、第53/6条～53/8条、第70/1条の技術的保護手段

技術的保護手段は、最初に1994年著作権法で規定され、特にオンラインコンテンツの保護を目的として、2015年著作権法（第2版）によって改正された。最終改正案では、以下4点（①～④）が変更されている。

①定義：著作権法第4条

現行著作権法では、「「技術的手段」とは、著作物もしくは実演の記録物の複製防止またはアクセス制御の為に設計された技術を意味する。ここでの技術とは、当該の著作物や実演の記録物に効果的に使用されているものである。」と規定されている。

改正後の定義は第4条にあり、「「技術的手段」とは、本法に基づき著作権者もしくは実演家の権利を保護するために用いられる技術、または著作物もしくは実演の記録物へのアクセスを効率的に制御するために用いられる技術を意味する。」と規定されている。

この改正により、本条項の趣旨は変わらないが、技術的保護手段の種類をより明確にし、1) 権利制御に関する技術的保護手段、および 2) アクセス制御に関する技術的保護手段の2種類が規定された。

②侵害：著作権法第53/4条および第53/6条

法律が技術的手段の侵害とみなす行為は、著作権法第53/4条に「アクセス制御のための技術的手段を無効化させるようないかなる手段による行為も、技術的手段の侵害とみなす」と規定している。本条項は、今回の最終改正案で新たに追加されたもので、特にアクセス制御に関する技術的保護手段を対象としている。権利制御のための技術的保護手段については本条項で定めていないが、それ自体は著作権侵害にあたる。

また、現行著作権法では、技術的手段を無効化させることを主な目的とするサービスの提供、装置やコンピュータソフトウェアの製造、販売、配布を行う者は、侵

害行為に含まれないとされている。これに対し、今回の最終改正案では第 53/6 条を追加して、以下のような者を著作物に対する侵害者と規定している。

「**著作権法第 53/6 条**：技術的手段を無効化させることを主な目的とすることを知らず、または技術的手段を無効化させることができることを宣伝しながら、サービスを提供、サービス、製品もしくは装置を製造、販売もしくは配布した者は、技術的手段の違反の責任を負うものとする。

本条項の便宜上、製品にはコンピュータプログラムを含むものとする。」

③適用除外：著作権法第 53/7 条および第 53/8 条

著作権法第 53/7 条および第 53/8 条では、主に研究調査や国家安全保障のための技術的手段の侵害について除外規定を導入している。国家安全保障の目的に関しては、法律を執行する際、権限のある職員は、その目的に基づいて運営される手続の合理的な証拠を提供するよう要求している。

④罰則：著作権法第 70 条/1 条

最後に、技術的保護手段の点について、**著作権法第 70/1 条**では「著作権法第 53/1 条もしくは第 53/2 条に基づく権利管理情報、または第 53/4 条もしくは第 53/6 条に基づく技術的手段を侵害した者は、10 万バーツ以下の罰金が科される。」と規定され、刑罰が追加されている。

しかしながら、その行為が商業目的で行われた場合、違反者は 2 年以下の禁固刑、もしくは 40 万バーツ以下の罰金、またはその両方が科される。

3. 著作権法第 4 条および第 43/1 条～第 43/8 条におけるサービスプロバイダのセーフハーバーの除外

著作権法第 4 条によると、サービスプロバイダは、以下の 4 種類に分けられる。

- a) コンピュータデータを送信する、またはコンピュータシステムを介して他の手段で接続する仲介役を務める者、いわゆる「仲介役」
- b) コンピュータデータの一時的保存サービスを提供する者、いわゆる「キャッシング（Caching）」
- c) コンピュータデータの預託サービスを提供する者、いわゆる「ホスティング（Hosting）」
- d) コンピュータデータの位置検索サービスを提供する者、いわゆる「情報検索ツール（Information Location Tool）」を提供する者

適用除外を受けるためには、まず各種サービスプロバイダは、著作権法第 43/2 条、第 43/3 条、第 43/4 条、第 43/5 条でそれぞれ規定されたサービスを提供している必要がある。

第二に、サービスプロバイダが著作権者から情報を受け取った後、著作権法第 43/6 条に基づくコンピュータネットワークまたはシステムから海賊版の著作物を削除する場合、サービスプロバイダは法律による侵害の責任から免除される。

著作権法第 43/7 条に基づき、サービス利用者がサービスプロバイダから侵害の通知を受けた場合、サービス利用者は反論を提出する権利を有する。サービスプロバイダは反論を受け取ると、それを著作権者に転送しなければならない。サービスプロバイダには、法律で規定された期間内に、当該データをシステムに再アップロードするか、当該データをシステムから削除するかを決定する権利がある。

著作権法第 43/8 条では、サービスプロバイダが何らかの措置を取ることを決定するまで、サービスプロバイダに虚偽で通知または反論を提出する者の責任を規定している。

現行著作権法第 32/3 条において、著作権者は著作権侵害を停止する前に裁判所の命令を受領しなければならないと規定されているが、これは時間のかかる手続で

あった。著作権を侵害するサーバーがタイ国外にある場合、または著作権者が侵害者の所在を証明できないために海賊版の著作物をシステムから削除できない場合などの困難が生じていた。

この手続全体は、新しい「ノーティス・アンド・テイクダウン」プロセスであり、最終改正案では、著作権者、サービスプロバイダ、サービス利用者（侵害者になり得る者）の民間セクターの間で、オンラインに表示される侵害コンテンツを解決するためのプロセスを実施することができるようになっている。また、同改正案では、サービスプロバイダが2者の間に挟まれ、期間内に何らかの措置を講じなければならぬため、サービスプロバイダを当該措置に対する責任から保護している。

最後に、今回の著作権法改正案は、不確実なデジタル世界に対応するために、著作権者、サービスプロバイダ、法律実務家および政府機関といったあらゆる関係部門との議論の結果であるといえる。今後の改正案の運用成果を期待したい。

【ソース】

タイ著作権法

<http://www.ipthailand.go.th/th/dip-law-2/item/copyright-act-b-e-2537-1994.html>

タイ著作権法改正案

https://www.senate.go.th/document/Lawdraft/Ext5/5257_0001.PDF

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)